

長崎の戦災復興計画への市民意見に関する研究

熊本大学工学部 学生会員 ○本村 絢太
 熊本大学大学院 学生会員 増山 晃太

熊本大学大学院 正会員 星野 裕司
 熊本大学大学院 学生会員 尾野 薫

1. 背景・目的

現在、戦災や災害の被害から復興するために、震災の影響を受けた東北を初め、世界各地で現在も復興計画が進んでいる。これまでの復興計画では、国が立案した計画を県や市がそのまま請け負い実施するトップダウン計画で行われてきた。しかし、トップダウン計画は、経済優先の発想で被災者にあまり目が向けられにくい、十分に内容が検討できない場合がある、被災者の意見を考慮していない場合がある等の問題点がある。そこで近年では、市民の意見や考えを計画に盛り込むボトムアップ計画が注目されている。

長崎は、原爆により世界的に視ても大きな被害を受けた都市である。しかし、現在は復興により異国文化と融合し、歴史的背景も感じることで魅力溢れる都市に復興・発展している。また、長崎の戦災復興では市民からの意見が多く出されており、これらにどのような関係性があるのかを明らかにすることは、今後ボトムアップ計画を行う上で有力な知見を得ることができると思われる。

石丸らの研究¹⁾では市民からの復興構想案の内容把握等は行われているが、長崎との復興計画との関係は明らかにされていない。そこで、本研究では長崎の戦災復興に対する市民意見と復興計画、それに基づいて行われた実際の事業内容との関係について分析・考察を行っていく。

2. 研究対象

2-1 対象とする時期

本研究は、1945(昭和 20)年の原子爆弾投下後から1949(昭和 49)年に長崎国際文化都市建設法が施行されるまでの4年間に着目する。長崎では、この4年間に17もの市民からの復興構想案が発表されており、市民からの意見が多く出された時期である。また、県や市も復興構想案を試行錯誤している時期であった。

2-2 対象

(1) 長崎の戦災復興計画

長崎の戦災復興計画の施行範囲は図1の枠線で囲ま

れた部分で、施行範囲面積は約430.9haで総事業費は約16億円である。主な計画内容としては、基幹公園の開設や、都市基盤整備、文化施設・公共施設の整備事業などである。また、実際に行われた事業内容も対象とする。



図1. 長崎の戦災復興計画の施行範囲

(2) 市民からの復興構想案

長崎では、前節でも述べたように、原子爆弾投下後から4年間で17の市民からの復興構想案(表1)が発表されている。これらの復興構想案は、当時の長崎新聞及び、長崎日日新聞において掲載されており、それらの記事を読み解き分析を行う。

表1. 市民からの復興構想案年表

西暦	元号	月日	市民からの復興構想案	提案主体
1945	昭和20	9.1	「大長崎市の復興へ」が発表	長崎県商工経済会
		9.8	「明るい国際都建設」が発表	長崎県土木課長 今泉佳三郎
		9.14	「長崎再建の構想」が発表	長崎工業経専教授 経済学博士 伊藤久秋
		9.25~27	「新長崎再建の道」が発表	西園竹次郎
		10.7	「民間人の描く構想」が発表	長崎復興会社
		10.9	「光は海上より」が発表	臼杵香水
		10.14	医師・中村強雄による復興構想が発表	医師 中村強雄
1946	昭和21	8.13	「文化都市の建設への構想」が発表	文化都市懇談会
		8.19	「大長崎市復興」が発表	長崎経専校長 大畑文七
		8.22	「小規模長崎が良い」が発表	橋本商会社長 橋本行正
		10.27	「水産都市長崎」が発表	長崎水産学校校長 吉川吉男
		11.13	「都市の復興」が発表	長崎県計画課長 矢内保夫
		11.18~29	「新興長崎の構想」が発表	鹿村出羽
1948	昭和23	6.17~19	「長崎復興と都市美」が発表	元長崎県土木部長 今泉佳三郎
		8.20	「不燃都市の建設」が発表	医師 中村強雄
1949	昭和24	5.23	「国際平和文化都市長崎」が発表	医学博士 永井隆
			「長崎国際文化都市の夢」が発表	長崎経専教授 伊藤勇太郎
		6.27	「市民は文化都市に何を望む」が発表	市民



図2. 新聞記事の例(1945年10月7日、長崎新聞)

3. 研究手法

本研究は、まず長崎における戦災復興計画、実際に行われた事業内容、市民からの復興構想案について、国立公文書館や長崎県立図書館などに所蔵されている一次資料や当時の新聞資料などを基に分析、考察を行う。その後、それらの共通点や相違点などを抽出し市民意見が復興に対してどのように反映されているのかを読み解き、これらの関係性を明らかにしていく。

4. 長崎の戦災復興計画

4-1 戦災復興の流れ

1945(昭和20)年8月15日、第2次世界大戦は終戦を迎え、同年同月22日に長崎県は復興を迅速に行うために県緊急本部が設置された。また、10月4日には長崎市復興委員会、11月5日には政府に戦災復興院が設置され、復興の準備が着々と進められた。政府は、全国すべての被災地の復興に一斉に取り掛かることは困難と判断したため、11月12日には戦災復興施策対象都市として長崎を含む115都市が閣議決定された。12月30日には戦災地復興計画基本方針が閣議決定され、これに基づき各都市の復興は進められた。

表2. 戦災復興年表

西暦	元号	月日	変遷
1945	昭和20	8.9	午前11時2分、長崎市に原爆投下
		8.22	長崎市、長崎市の復興に全力を注ぐため、県緊急本部を設置
		10.4	長崎市復興委員会を開設
		11.5	政府に戦災復興院が設置される
		11.12	閣議、戦災復興施策対象都市として長崎市など115都市を決定
		12.30	戦災地復興計画基本方針が閣議決定される
1946	昭和21	9.11	特別都市計画法制定
			長崎市の戦災復興計画決定、告示
		9.30	従来の都市計画道路は廃止され、新たに24路線が決定
		12.4	長崎市の戦災復興計画事業認可、施行
1949	昭和24	5.11	第5国会で長崎国際文化都市建設法を可決
		6.24	戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針が閣議決定される
		7.3	住民投票対策本部(本部長、大橋市長)、長崎国際文化都市建設法住民投票の主旨徹底のため、市民運動場で市民大会を開催
		7.7	長崎国際文化都市建設法につき、賛否を市民に問う住民投票を実施、賛成多数
		8.9	長崎国際文化都市建設法が公布

長崎の戦災復興計画は、土地整理による街路の整備、

公園緑地等の適正配置が緊急を要し、1946(昭和21)年9月、都市計画土地区画整理区域が決定した。また、同年12月に土地区画整理区域が追加され、区画整理事業が五カ年継続事業として開始された。また、復興都市計画事業に伴い従前の都市計画街路は廃止され新たな計画街路が決定した。その後、1949(昭和24)年5月11日に国会で長崎国際文化都市建設法が可決され、同年7月7日には国際文化都市建設法の賛否を問う住民投票を経て、被爆4周年である同年8月9日に正式に公布された。長崎国際文化都市建設事業は現在も続いており、国際文化都市として発展し続けている。

4-2 長崎国際文化都市建設法に伴う住民投票

長崎国際文化都市建設法が国会で可決された同時期に、広島平和記念都市建設法という特別都市建設法が可決され、国際文化都市建設法と同じ日に住民投票が行われた。また、同年6月に戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針が閣議決定されて以降、他の戦災都市への特別都市建設法も制定され、それぞれ住民投票が行われた。これらの住民投票の結果を、国立公文書館に所蔵されている一次資料を基に作成したものが表3である。

表3. 特別都市建設法に伴う住民投票結果

	投票率(%)	賛成(%)	反対(%)
長崎国際文化都市建設法	73.5	98.6	1.4
広島平和記念都市建設法	65.0	91.9	8.1
伊東国際観光温泉文化都市建設法	55.0	64.1	35.9
横浜国際港都建設法	39.5	89.8	10.2
京都国際文化観光都市建設法	31.5	69.4	30.6
首都建設法	55.1	60.3	39.7
神戸国際港都建設法	43.3	84.4	15.6
奈良国際文化観光都市建設法	73.5	74.1	25.9
熱海国際観光温泉文化都市建設法	60.4	82.8	17.2
別府国際観光温泉文化都市建設法	79.8	74.9	25.1

5. おわりに

本稿では主に長崎の戦災復興計画について述べた。今後は、復興計画についてさらに調査・整理を行い、市民からの復興構想案もより深く読み込み、これらの関係性の考察・分析を行っていく。最終的には、ボトムアップ計画への有力な知見が得られるよう取り組んでいく。

(参考文献・資料)

- 『長崎における戦災復興都市計画に関する研究 その1. 初期段階に提案された各種復興構想』(1983、日本建築学会中国支部研究報告集 第10巻2号)
- 『長崎新聞』(1945.7~1946.12.8刊行、長崎県立図書館蔵)
- 『長崎日日新聞』(1946.12.9~1959.12刊行、長崎県立図書館蔵)
- 『長崎市政65年史』(1956.3、長崎市役所総務部調査統計課編纂)
- 『長崎市史年表』(1981.3、長崎市史年表編纂委員会編纂)
- 『長崎国際文化都市建設法』(1949.8、国立公文書館蔵)